

令和4年12月2日

令和4年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

令和4年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和4年12月2日（金）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名

欠員 0名

傍聴 9名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山信幸
副町長 松岡裕二	総務部 企画地方創生監	寺田武司
教育長 古橋重和	しあわせ創造部 総括理事兼住民課長	今坂嘉文
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
総務部長 会計管理者 西啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子
財政改革部長 相馬進祐	しあわせ創造部理事	松下亨
しあわせ創造部長 松井清幸	都市整備部理事	吉田一誠
都市整備部長 奥和平	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純
教育次長 兼指導課長 澤憲一	財政改革部副理事 兼財政改革課長	内山弘幸
まちづくり戦略室 危機管理監 寺田晃久	兼危機管理担当課長	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和4年12月1日から12月21日（21日）

○会議録署名議員

8番 早 川 良 9番 竹 原 伸 晃

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第51号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）について
日程第 3 議案第52号	令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 4 議案第53号	令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について
日程第 5 議案第54号	令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について
日程第 6 議案第55号	岬町海釣り公園の指定管理者の指定について
日程第 7 議案第56号	岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 8 議案第57号	岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
日程第 9 議案第58号	岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第10 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第13 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第14 報告第8号	債権の放棄の報告について

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○出口 実議長 日程第1、一般質問を行います。

1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

初めに坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って、質問をいたします。

答弁者においては、大きな声でゆっくり、はっきり明確な答弁をされるよう、よろしく願いいたします。

初めに、国民健康保険についてお聞きします。

まず、健康保険にはいくつかの種類があります。会社に勤めている人は、その会社の健康保険の制度に加入しています。公務員、地方あるいは国家でもそうですね。公務員は共済組合という健康保険に加入しています。また、後期高齢者医療制度というのもあり、これは75歳以上の人が加入する健康保険であると。それ以外のパートやアルバイト、自営業の人、会社勤めをしていた人がその会社を辞めた人、また同じようになりますけれども無職の人、そういう人たちが加入しているのが国民健康保険になります。

この国民健康保険の保険料は役場に支払って、それで国民健康保険証を受け取ります。この保険証があれば、日本全国どこの医療機関でも受診することができ、また、その医療費を払うとき、窓口で支払う医療費はかかった全額ではなくて、年齢や収入によって多少の違いはあるのですが、医療費全体の3割あるいは2割を支払うというものです。

それからまた、国民健康保険には給付制度というのがあります。給付されるのです。それは、条件に当てはまる人に給付されるものでありまして、例えば出産育児一時金、これは出産した人が出産したときに給付されるもの、現状は42万円となっております。この金額については、ま

た今さらに政府のほうで来年度以降、増額の予定と聞いております。

給付制度、例えば一つとして出産育児一時金ですね。それから、ほかには高額療養費制度というものがあると。これは、1か月の医療費が所定の金額を超えた場合、その超えた分の金額、その超過分を還付してもらえるとという制度があります。ここでは、特に高額療養費制度についてお聞きしたいと思います。

現在、岬町では、高額療養費の支給方法など、その現状はどのようになっているかお答えください。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

国民健康保険における高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないように、医療機関や薬局などの窓口で支払う医療費が同じ月内の1日から末日までの月ごとの医療費について、自己負担がその方の上限を超えた場合、その超えた額をお支払いする制度です。

まず、高額療養費の支給を受けるためには申請が必要となりますが、本町におきましては、高額療養費の支給対象となった場合、世帯主の方に対して申請に必要な関係書類をお送りさせていただいて、その申請に基づいて高額療養費の支給を行っております。

この高額療養費につきましては、月ごとの受診について計算するため、支給についても月ごとに申請をいただく必要がありますが、現在、70歳以上の被保険者の方のみで構成されている世帯につきましては、平成29年3月31日付で改正された国民健康保険施行規則に基づきまして、高額療養費の支給手続の簡素化といたしまして、高額療養費に該当した初回時に支給先を指定していただくことで、2回目以降について、指定された支給先に自動的にお支払いをさせていただく、いわゆる自動償還方式にて支給を行っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 答弁をしてもらいました。

なかなか保険制度というのはややこしくて難しいのですが、ちょっと整理しながら進めていきたいと思うのですけれども、今、お聞きした高額療養費制度とは、1か月の医療費の負担額が上限を超えた場合、上限という額があって、それを超えた場合に、その超えた金額を支給するという制度であると。その支給を受けるためには、申請をしなければならないということですね。上限を超えた場合という上限ですが、その上限の額というのは、これは誰でも同じというわけではないと聞いているのですが、それでは自分の上限額がいくら分からないという方についてはど

うしたらいいのか。それは、窓口で聞けば教えてくれるのか、あるいは電話でもいいのか、この点について、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 高額療養費の上限額の確認ということでございますが、現在、窓口のほうへお問い合わせいただいた場合でも、お電話でお問い合わせいただいた場合についても、高額療養費の上限の区分と高額療養費の上限がいくらになるかというのはお答えをさせていただいております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 自分の上限額がいくら分からないというときには、窓口で聞いたらいいと。電話でも教えてもらえるということですね。その上限額を超えた分、支払った分が戻してもらえる。

医療機関にかかるときに、その支払いをするときに、医療機関のほうで上限額を超えていると分かる場合は、その上限額を超えた分はその窓口では支払わなくてもいいということですよ。そうなのですが、その医療機関が分からないときもあるわけですよ。例えば、受診する病院が何か所かに分かっていると。その1か所の病院ではその額を超えていない場合などは、そこでは上限額を超えていたとしても、一旦は支払いしなければならないと。そういうのが合わさって、結果、自分自身の1か月間の上限額を超えた場合に、その超えた金額については申請をすれば役場から還付してもらえるということなのですね。

その上限を超えて支払ったときに、役場から書類が郵送されてくると。その書類を役場の保険年金課窓口へ提出して申請をすると。その申請を基に、支払った金額が支給されるというようになるのです。ただ、この高額療養費制度というのは、1か月ごとの医療費を計算するので、1か月だけで終わる場合はそれでいいのですけれども、重い病気にかかったりして、それが何か月も続く場合、そのときは毎月申請をしなければならないと。1か月ごとの計算になるので、毎月申請しなければならないということがあるのですが、ただ、今の答弁では、70歳以上の世帯の人は、最初の月に1回だけ申請すれば、2回目以降は申請しなくても自動的に指定の口座に支払われるということでした。これは、本来なら毎月、月に一度、役場に申請書を提出するところ、その必要がないというのですから、住民にとっては非常に助かりますという制度だと思います。

ちなみに、今、聞いたのは国民健康保険についての高額療養費制度のことなのですが、では、ほかの健康保険の場合、高額療養費の支給方法はどうなっていますか。お答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 国民健康保険以外の医療保険の申請の方法ということですが、高額療養費の支給方法につきましては、各医療保険によって手続や取扱いが異なっております。ですので、申請手続の簡素化につきましても、各保険者によって対応が異なっています。

現時点で、担当のほうで把握をしている範囲でございますが、地方公務員の方などが加入されている共済組合や一定以上の従業員の方がいらっしゃる大企業が設立されている健康保険組合、このあたりにつきましては、既に全年齢の申請の簡素化を実施済みのところはほとんどのようでございます。

あと、独自の健康保険組合を持たない企業の従業員の方が加入している協会けんぽ、いわゆる皆さんが社会保険と呼ばれているものになりますが、こちらにつきましては、高額療養費に該当する場合につきましては、年齢に関係なく、その都度、申請が必要になるということを確認しております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今の答弁では、公務員とか大きな企業が加入している健康保険制度では、年齢に関係なく、全年齢の人が初回の1回目の申請だけで、次からは申請しなくても自動で支払われるということでした。比較的規模が大きい企業では、年齢に関係なく毎月、一月に1回、申請が必要だということでした。それぞれ加入する健康保険の種類によって対応が違うということですね。それは分かりました。

では、また国民健康保険に戻りますが、岬町では70歳以上の人は初回の1回のみ申請で、次回からは自動で支払われていますが、それでは岬町以外、とくに近隣市町での扱いはどうなっているかお答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 近隣市町村の現状ということですが、平成29年3月31日付で改正された国民健康保険法施行規則における規定におきましては、世帯に属する全ての被保険者及び世帯主が70歳以上である世帯については、給付主体である市町村の判断で申請の簡素化を実施することが可能であるというふうになっているため、現在は市町村ごとに取扱いが異なっています。

大阪府内の市町村でも取扱いが異なっておりまして、近隣の状況といたしまして、本町が確認した範囲でございますが、岸和田以南の5市3町におきましては、70歳以上の被保険者に対する申請の簡素化を実施されているのは、本町を含めて4市2町となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 近隣市町での扱いをお聞きしました。

岸和田市以南の5市3町では、4市2町が70歳以上の簡素化を実施していると。簡素化というのは、初回に申請すれば、あとはしなくてよいということですね。岸和田以南ではそれを実施していないのは、一つの市と一つの町だけということですね。

ここまでは70歳以上の人を対象に話を進めているのですが、では、70歳未満の場合はどうなっているかですが、先日、私は高額療養費の申請手続きに、住民の方に同行して窓口に行きました。そのときは、手続きはこの1回だけで、あとは手続きの必要はないということでした。後日、また別の住民の方と同じ手続きを窓口でしたとき、その方は2回目でした。同じ手続きをするのに、なぜ対応が違うのか不思議に思い、担当者に聞きました。それで、70歳以上と70歳未満の年齢によってその対応が違うということが分かりました。

そこでお聞きしますが、70歳未満についても、70歳以上の場合と同じ初回のみ申請だけで、あとは自動で振り込まれると、そういう対応ができないものかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 70歳未満の被保険者についても同様の対応ができないかとのことですが、これにつきまして、令和3年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正されまして、70歳未満の被保険者につきましても、70歳以上の被保険者と同様の対応が可能となりました。ただし、70歳以上の被保険者への対応と同様、高額療養費の支給申請の簡素化の実施につきましては、給付主体である市町村の判断とされているところでございます。

本町におきましては、70歳以上の被保険者の方への対応については、令和3年1月より実施しているところでございますが、従前より当該措置につきまして、高齢者の申請の際の負担軽減のためとはいえ、適用されることについての不公平感があったこともあり、今回の改正を受けまして、現在、検討をしている最中でございますが、本町におきましても、実施は可能であるというふうな判断をしまして、現在、全年齢の被保険者の方に対しまして、申請の簡素化の適用に向けて準備を行っているところでございます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁では、岬町でも既に全年齢を対象に簡素化の準備をしていっているということでした。非常に結構なことかと思えます。住民の利便性向上のために、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

保険年金課では、毎月、岬町の住民が受診した医療機関からその全情報が届いています。それ

を個人ごと、医療機関ごとに入力作業や医療機関の支払いなど、複雑、煩雑な作業で多忙を極める職場であるというようにも聞いております。そこに国民年金の仕事も加わるわけで、毎日、大変な忙しい思いをしている日常業務に、さらにその上、今回の70歳未満の簡素化の準備という作業が加わるのですが、これは住民福祉の向上のためにぜひ頑張ってくださいと思います。

担当課所管の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今、現実、70歳未満の方は、高額療養費を申請して手続をしているということは、重い病気にかかっているわけですね。その方が毎月、月に一度、役場に来て申請をしているわけですね。それは、仕事をしている方もいるかもしれませんが。仕事をしていない方もおられるでしょう。いずれにしろ、どうかこうにか都合をつけて、毎月1回、役場の開いている時間に来て申請しているわけですね。その手間が省けるといいますので、これは住民にとって非常にありがたいことだと思います。非常に助かります。これは、住民の対象の人は非常に助かって、喜ばしいことだと思います。

我々、公務に携わる者としては、そこにその喜びもあるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、準備をしているということでしたけれども、その準備をこれから急ぐとしまして、では、実際に70歳未満の方にも手続の簡素化が実施されるのは大体いつ頃になるか、分かればお答えをお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 簡素化の具体的な実施時期ということですが、具体的な実施時期につきましては、できる限り早い時期の実施をと考えております。ただ、事務の進め方や被保険者の方への周知方法など、慎重に検討をしております、できることなら令和5年3月までの実施をと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これが実現されれば、住民にとってとても丁寧な対応になり、岬町として、人にやさしいまちづくりがまた一つ実現することになります。松本理事を初め、担当課の皆さん、ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。町立幼稚園についてであります。

町立淡輪幼稚園の運営について、現状をお聞きしたいと思います。

淡輪幼稚園の過去3年間の園児数と今年度の園児数をお聞きしたいと思います。3歳児、4歳児、5歳児、それぞれお願ひします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

淡輪幼稚園の過去3年間の園児数の推移ですけれども、令和元年度は、3歳児は11名、4歳児は22名、5歳児は18名で、合計51名となっております。令和2年度は、3歳児は13名、4歳児は10名、5歳児は22名、合計45名です。令和3年度は、3歳児は12名、4歳児は13名、5歳児は11名、合計36名となっております。今年度の園児数ですけれども、3歳児は0名、4歳児は12名、5歳児は11名、合計23名となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 淡輪幼稚園の園児数、推移をお聞きしました。令和元年から令和4年、今年まで、年々、やはり減少してきているように思われます。

特に今年度、3歳児は0人ということでした。4歳児が12人、5歳児が18人とお聞きしました。ということは、5歳児が来年3月に卒園すると、12人の4歳児がそのまま5歳児に上がると。3歳児が今0人ですから、4歳児が0人になるということですね。淡輪幼稚園、町立幼稚園の現状をお聞きしました。

では、参考までに、町内にある2か所の私立幼稚園の園児数もお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

私立幼稚園につきましては、町外から通園されている園児もおられますので、町内在住で通園されている児童数で説明をさせていただきます。

初めに、海星幼稚園の過去3年間の園児数の推移ですけれども、令和元年は、3歳児は12名、4歳児は12名、5歳児は11名、合計35名です。令和2年度は、3歳児は7名、4歳児は12名、5歳児が12名、合計31名、令和3年度は、3歳児は12名、4歳児は8名、5歳児は11名、合計31名となっております。海星幼稚園の今年度の園児数につきましては、3歳児は11名、4歳児は14名、5歳児は10名、合計35名となっております。

次に、教円幼稚園の園児数ですけれども、教円幼稚園は認定こども園に認定されておりますので、保育の必要性を認定されない1号認定の園児数で説明させていただきます。

過去3年間の園児数ですけれども、令和元年度は、3歳児は10名、4歳児は10名、5歳児は9名、合計29名、令和2年度は、3歳児は8名、4歳児は3名、5歳児は8名、合計19名、令和3年度は、3歳児は4名、4歳児は5名、5歳児は4名、合計13名となっております。教円幼稚園の今年度の園児数ですけれども、3歳児は3名、4歳児は4名、5歳児は5名、合計12

名となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 参考までに、町内にある2か所の私立幼稚園の園児数の推移もお聞きしました。どちらも年々、減少傾向にあるように思われます。

では、淡輪幼稚園に戻るのですが、町立淡輪幼稚園の来年度、新年度の入園予定の園児数は何人でしょうか。お答えください。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

淡輪幼稚園の新年度の園児数の見込みですが、現在、随時入園申込みを受け付けておりますが、現時点で新入園児の申込みはない状況になります。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 少し聞き取りにくかったのですけれども、現在のところ、新入園児はないとおっしゃいましたか。0人ということですね。淡輪幼稚園、来年度の入園予定は今のところ0人ということですか。ということは、来年、淡輪幼稚園は3歳児0人、4歳児0人になるということですね。5歳児が12人、幼稚園全体で12人ということになります。

令和元年10月に、政府の幼児教育・保育の無償化が開始されました。これを受けて、それまでは町立幼稚園の利用料が低価格だったという優位性がなくなってしまったこと、これも要因の一つではないかと考えられます。

また、利用時間についても、私立のほうが保育時間が長い、また特色のある保育内容など、様々な要因があると思います。また、少子高齢化がどこよりも早いペースで進む岬町では、そもそも毎年の出生数が少ない上、しかも、それが減少傾向にあります。ここ最近では、1年間に出生する人数が60人前後と聞いています。女性の社会参加が推奨されていることもあり、今の社会のニーズは幼稚園より保育所にあるように思われます。

先ほどの園児数、令和元年から令和4年まで聞きました。令和元年10月から無償化が始まったのですが、その明くる年から新たに幼児教育、幼稚園・保育所に行く人については無償化が始まっているというので、私立でも公立でもどちらでも選べるようになったわけですね。その影響がかなり大きいと思うのですけれども、こういう状況の中で、果たして町立幼稚園にどれだけの園児が入園してくれるのか、また、どれだけ保護者の要求に応えられるかというのは甚だ疑問の残るところであります。

岬町内には3か所の公立保育所、2か所の私立幼稚園、それから町立の淡輪幼稚園の6か所が

あります。しかも、この私立幼稚園のうち一つは、先ほどありました認定こども園として、3歳児以下の子どもも預かっているということです。このような様々な事業を考えると、ここに至って、町立幼稚園の役目は終わったのではないかと私は思いますが、来年以降の淡輪幼稚園の運営についてはどのように考えているか、担当課のお考えをお聞きします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

淡輪幼稚園は文部科学省が統括する教育機関で、学校教育法を基にして決められた目標や目的に沿って保育が行われており、小学校以降の学習の基礎づくりを行っております。

令和元年10月から幼児教育が無償化され、令和2年5月には私立幼稚園の給食費が無償化されたことにより、これまでは利用者負担額が入園時に保護者が園を選ぶ条件の一つになっておりましたが、私立幼稚園や保育所と比較して安価であるという優位性がなくなってきております。

また、淡輪幼稚園においては、少子化に加え、共働き家庭の増加や核家族化の進行に伴う保育施設を希望する家庭の増加等により、入園児の減少が著しく、令和4年度は新規入園者がなく、令和5年度においても新規入園者がいない状況が予想されるところであります。

淡輪幼稚園は、岬町における幼児教育の公立の基幹施設として存続の必要があると考えておりますけれども、来年度以降も入園児の減少が続くことが予想されることから、教育委員会において、今後の淡輪幼稚園のあり方について協議を進めたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 同じ質問を教育長にお聞きします。いかがでしょうか。

○出口 実議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 先ほどの答弁にもございましたように、淡輪幼稚園につきましては、令和4年度は新規入園児がなく、また令和5年度におきましても、現時点で新期の入園児の申込みがないという状況になっております。その要因等につきましては、先ほど議員も述べられましたし、次長のほうも答弁させていただいたところでございます。

公立幼稚園の入園児の減少につきましては、本町だけではなく、全国的にも同様の状況にあると考えております。今後も新規入園児について厳しい状況が見込まれますことから、教育委員会において、淡輪幼稚園の今後のあり方について協議を進めて、方向性を定めてまいりたいと考えます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私は、町立淡輪幼稚園は廃止する時期が来ているのではないかと考えますが、田

代町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えいたします。

淡輪幼稚園の今の現状については、担当のほうから説明をしたとおりでありまして、園児が減ってきている。そういった中で、来年度も入園児がないということで、非常に危惧をしていることは間違いありません。しかし、ここ2年間はコロナの中で、出産をする方が少なかったということも原因の一つかなというふうにも思っています。しかしながら、核家族化が進むに連れて岬町から離れていく、若者が減っていく関係で、岬町は20代から40代までの若い女性が非常に少ないということは事実でありますので、年間の出生率は、先ほど議員がおっしゃるように60名ないし70名前後を推移しているのかなというふうに思っております。

そんな中で、特に最近では共働きをする方が多くなってきており、保育所を希望する方が多くなってきているんじゃないかなと感じております。そんな中で、幼稚園の今後の存続については、十分検討する必要があるということは私も認識はしております。しかし教育委員会部局でありますので、行政部局としては、教育委員会の意見を十分尊重しながら、関係保護者の方々の意見も十分聞いていただいて、その上で、ある一定の方向性が出れば、行政としても、それに沿って十分検討していかざるを得ないなと思っております。

しかし、一つだけ言えるのは、やっぱり由緒ある淡輪幼稚園でありますので、簡単に、閉園する、廃止するというわけにはいかないということもご理解賜りたいと、このように思っております。そのためには、多くの関係の方々のご意見を十分尊重していきたいと、このように思っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 来年の淡輪幼稚園の園児数を見ると、もう既に検討しなければならない時期は来ているというように感じます。これは早急に教育委員会で取り上げて、議論を進めるべきだと思います。

園児数が来年12人になりました。それまでは何十人もおりました。でも、かかっている経費は一緒ですよ。この決断が遅れば遅れるほど、その経費はみな無駄になってしまいますよね。子どもたちに対する保育というのはもちろん無駄ではありません。しかし、その結論が遅れるほどコストはかかってくるということがありますので、今後は田代町長のできるだけ早い判断を求めます。

次の質問に移ります。新たなみさき公園について、今後の整備計画をお聞きしたいと思います。

先日、岬町と30年間の事業契約を締結した事業者の社長あるいはその関係者、大学の先生など多数の関係者の方が岬町役場にいられて、大体の計画をお聞きしました。ここで改めて再確認をして、広く住民の皆さんにも周知する意味を込めてお聞きしたいと思います。

新たなみさき公園の今後の整備計画はどうなっていますか。お答えください。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの坂原議員のご質問にお答えをいたします。

新たなみさき公園の整備運営等事業の整備計画につきましては、令和4年10月21日に事業者から議会の皆様に対して内容の説明が行われ、令和4年9月28日の事業契約の締結以後、速やかに基本設計及び実施設計などの設計業務に取りかかり、公園の整備につきましては、順次、造成工事、建築工事などの整備を進め、公園計画に示されたエリアごとに段階的な開園を目指していく計画であるとの説明があったところですが、その整備における全体の流れについて、ここでもう一度、ご説明をさせていただきます。

まず、最初に第1期工事として整備に取りかかると説明を受けましたのがパブリックエリアでございます。このパブリックエリアは、全公園区域のうち、公園区域中央部をみさき公園駅から海岸線までの南北に配置され、町民の皆様を初め、公園を訪れる利用者が無料で楽しむことができるエリアとなっております。このパブリックエリアの設計業務を今年度内に完了し、整備を行うに必要な諸手続を経て工事に着手し、令和6年4月頃のオープンを目指して進めていくとの説明でございました。

次に、第2工事として計画しておりますのが、駅から見て公園の左側奥、旧のみさき公園で申し上げますと、動物園があった場所で、ここに配置されますのがプレイリーエリア、これを整備する計画とのことでございます。

このプレイリーの言葉の意味は、北米大陸中央の草原のことでありまして、この草原をイメージした動物の展示エリアをここに整備するとの説明でございました。また、このプレイリーエリアは従来の動物園で見られるような檻に囲われた動物の見せ方ではなく、動物の野生の行動を引き出す空間を作り、動物の行動や生態が間近で観察できる施設とのことでもあります。

さらに、施設周囲にはホテルやコテージなどの宿泊施設なども建築される予定で、これらの宿泊施設からも、動物の行動や生態が昼夜を問わず観察できるとの説明でございました。

この第2期の整備計画といたしましては、設計業務を令和5年6月頃に完了し、速やかに工事に着手し、令和7年3月頃のオープンを目指すとの説明でございました。

次に、第3期工事として整備されますのが、みさき公園から見て右側、旧のみさき公園では主

にプールなどがあった場所で、こちらに配置されますドームエリアの整備となります。このドームエリアは世界初の全天候型・体験型生態園となります。全部で三つのドームができ、サバンナ、亜寒帯、熱帯雨林などの気候・環境を人工的に創り出し、そこに生息する生物や動物の行動や生活を観察できる施設とのことでございます。こちらは、設計業務を令和6年3月頃に完了し、その後、必要な諸手続を経て工事に着手し、一つ目のドームにつきましては、令和8年7月頃のオープンを目指し、順次、二つ目、三つ目のドームをオープンしていきたいとの説明でございました。

以上が令和4年10月21日に事業者から議会の皆様に対して説明された時点での整備計画の全体の流れとなっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 新しいみさき公園の工事スケジュールをお聞きしました。

大きく3期に分けて行うということでした。みさき公園の駅から海岸線まで向かう中央部と左側と右側と、3期に分けて行うと。実際に工事が始まるのは令和5年6月、来年の6月から工事が始まると。それから準備、2期工事、3期工事に移って行って、最終3期工事の三つ目のドームがオープンするのが令和12年8月ということでした。それまでも順次、工事にかかって行って、完成したところからオープンしていくという話でございました。第1期工事から最終の三つ目のドーム完成まで約7年間の工事期間になります。その間、完成した施設から順次、オープンしていくということですが、なかなか、話を聞けば、壮大な計画で、どんなに素晴らしいものができるのかと考えるとわくわくしてきます。これは大いに期待をしております。

ここまでは、来年から始まる工事の全体的な流れをお聞きしました。いよいよ来年6月から工事が始まるということでした。

そこで、気になるのですが、今現在、岬町がみさき公園跡地の維持管理を担っている業務についてなのですが、今年度、岬町が委託している事業者と業務内容について、詳しくお聞きしたいと思います。お答えください。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまご質問をいただきました、現在、町で行っております維持管理の中で、事業者へ委託しているものについてご説明をさせていただきます。

みさき公園を維持管理するに当たり、事業者へ委託契約をしているものは7件ございます。そのうち3件が町外事業者、4件が町内事業者へ委託を行っているところでございます。

町外事業者へ委託しております3件の委託業務の内容といたしましては、駐車場ゲートの保守

点検業務、駐車場ゲート設備の警備業務、消防設備の保守点検業務でございます。駐車場ゲートの保守は、設備の設置事業者に委託する必要があるため、駐車場ゲート設備の警備業務及び消防設備の保守業務は町内の事業者で対応できない業務であったことから、町外から事業者を選定したものととなっております。

また、町内事業者に委託しております4件の委託業務の内容といたしましては、園内の広場やトイレなどの清掃及びごみ収集業務、浄化槽の維持管理及び清掃・点検業務、高圧受電設備などの電気保安業務、主に駐車場周辺の法面など緑地帯の草刈りなどの維持管理業務の以上となっております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 南海電鉄が撤退した後、みさき公園の跡地を岬町が管理することになったと。今年度は、岬町が7件の業務委託をしているということでした。その7件のうち、地元業者が4件ということでした。この地元業者と岬町とは1年ごとの委託契約だと思われませんが、先ほどの工事スケジュールでは、来年6月に着工予定ということでした。

そこでお聞きしますが、来年6月から着工ということですが、その場合に、地元事業者の扱いはどうなりますか。答弁をお願いします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えをいたします。

令和5年度からは本格的に公園全体を事業者が管理していただくこととなっております。また、令和5年度は公園内の造成工事が開始される予定でありますことから、工事着手後の公園利用の取扱いや園内事業者への対応などの詳細について、事業者との協議を開始する予定としてございます。

町といたしましては、基本的には、募集要項や業務要求水準書において、本事業の実施及び体制構築に当たり、可能な限り必要な資機材、飲食物、消耗品等の調達や人材の雇用に際して町内調達、雇用するなど、町内企業の育成や地元経済の振興に配慮することと事業者へ示しておるところでございます。さらに、これまでみさき公園の維持管理、運営に貢献してきた園内事業者の皆様に対しましては、南海電鉄が撤退するときにおける南海への要請や南海引継ぎ後のまちの対応状況等も事業者へ丁寧に説明を行い、こうした経過を踏まえ、十分に配慮いただくよう、今後の事業者との協議の中において可能な対応をしていただけるように求めてまいりたいと考えておるところでございます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 新たなみさき公園を運営する事業者に対して、できる限り地元の物・人を調達、雇用して、地元の経済振興に協力するよう今、協議しているという答弁でした。これはぜひ担当からも強力に後押しをしてほしいと思います。そうでなければ、どんなにすばらしいものができ上がっても、そのせいで地元住民にしわ寄せがくるようでは本末転倒になってしまいます。進出事業者も地元住民も共に発展できるよう、取り計らいを求めたいと思います。

この点について、最後に田代町長にもお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

地元企業の育成、また地場産業の活性化から見て、今、議員のご質問のとおり、地元の関係の資材の納入とか、雇用の問題、それから企業を営んでいる方々の参加の問題、これについては、当初から私が申し上げておりますとおり、園内業者についてはできるだけ推薦をしていきたい。今回は業者が決定しましたけども、まだ中身が十分、議会の皆様方にお示しするところまでは行っていないのかなと思っております。ある一定のめどが付いた時点で、公募するとき、皆さん方に仕様書の中で、地元企業の育成の観点から、また雇用の観点からという内容を含めた雇用の推進ということを申し上げておりますので、私としては、最終的には事業者が決めることとなりますけども、できるだけ今まで関わってきた関係の方々がそこへ再度、関わっていけるようにしたいなど、そういう推薦をしてまいりたいと、このように思っております。

ただ、その中で、町外の方はどうかという問題が先ほど話の中にもありましたけども、町内外かわらず、今まで公園に携わった方については推薦をしてまいりたいと、このように思っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 みさき公園の新たな運営事業者の進出が地元雇用や地元経済への発展に直接結びつくよう、しっかり働きかけをするように強く求めて、私の一般質問を終わります。

○出口 実議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は11時5分といたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、私の一般質問を始めます。

まず初めに、今回、私もモニターと、そして配付資料を使わせていただきまして、一般質問を始めたいと思うのですが、まず謝らないといけないのが、頭紙、かがみというものを付け忘れていまして、そこに、どこかでもいいですから、松尾 匡、令和4年12月議会一般質問の参考資料と記載していただければ幸いです。

それでは、始めたいと思います。

子どもたちの運動能力向上と、住民等の社会参画を促進させる、スポーツ指導者の発掘・育成の仕組みづくりということで始めたいと思います。

岬町には、子どもから高齢者まで様々なスポーツに触れられ、挑戦できる団体があります。しかし、少子高齢化が急激に進む中、団体運営やその他様々な課題が浮き彫りになってきております。その中の一つとして、スポーツ指導者が減少して、後継者が見付からずに、そのスポーツ団体を今後運営していくことが困難に陥っているものもあります。

スポーツは、各個人の健康維持の増進だけでなく、健康維持による医療費の抑制を見込めたり、また一方では、団体への所属により地域のコミュニケーションのきっかけともなっており、地域を明るく活き活きさせる要素もあり、今ではスポーツが地域の町おこしとなっているところも少なくありません。そんな住民の健康増進だけでなく、地域社会の活性化にも期待できる魅力を秘めているスポーツ、それを提供されている町内団体をしっかりと支え守っていくこともこれからの行政のあり方としても必要であり、重要と私は考えております。まずは、岬町に設立されている、現在ある各スポーツ団体の現状を把握されているかどうか、もし把握されていたら、その現状の詳細をお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 それでは、松尾議員の質問にお答えさせていただきます。

岬町のスポーツ団体の現状と課題ということでございますけれども、本町のスポーツ団体は、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブのタコクラブがありますが、特に指導者を必要とする団体はスポーツ少年団とタコクラブでございます。

スポーツ少年団は日本最大の青少年スポーツ団体で、スポーツを楽しむだけでなく、社会活動やレクリエーション活動を通して社会のルールや思いやりの心を学ぶことを目的としており、本町では、昭和50年4月に発足し、現在、社会教育団体として位置付けられています。

一方、総合型地域スポーツクラブは、性別や年齢に関係なく、地域の誰もが継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、世代を超えた多世代がスポーツに参画できることを目的としています。本町では、タコクラブとして平成17年5月に発足しています。

各々の団体の現状ですが、岬町スポーツ少年団は、現在9種目で、小学生から中学生を中心に173名が加入しており、指導者の数は65名です。この団体は、指導者の世代交代を数年前から行っており、指導者の年齢は30代後半から50代で、指導者不足や高齢化の問題はありませんが、年々減少する会員数が課題となっております。その対策として、学校を通じて児童、保護者へのチラシの配布により会員募集を随時行っています。

タコクラブは、現在、主たる種目は7種目で、そのほか5団体が体験教室を開催し、誰もが参加しやすい環境を作っています。会員の年齢は6歳から84歳と幅広い世代層が加入しており、会員数は現在117名です。指導者の数は、スポーツ少年団の65名に対し13名と少なく、指導者の年齢層は50代から80代と指導者の高齢化や指導者不足が課題となっております。タコクラブはこれまで生涯学習課と連携し、近隣の大学へ学生ボランティアの募集についての協力を行ってまいりましたが、数名程度しか協力者がおらず、抜本的な問題解決には至っておりません。指導者不足は本町のみならず、他市町村、全国的にも同じ課題を抱えており、各団体の積極的な取組が今後必要になってきます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどのご答弁にありました中には、体育協会、そしてスポーツ少年団、総合型スポーツクラブであるタコクラブということが挙げられました。それぞれ団体の目的が違うということが分かります。その中で、私が冒頭に課題として挙げましたスポーツの指導者不足を受けて、特に指導者を必要とする団体として、スポーツ少年団とタコクラブの詳細な現状をお聞かせいただきました。

スポーツ少年団は年々、会員数が減少しているけれども、指導者の世代交代が進んでいるということですが、タコクラブについては、指導者の高齢化と指導者不足が課題となっていることが分かりました。この指導者の後継者問題について、ある方から、私に相談をいただきまして、私も町の現状や他市町の総合型スポーツクラブの状況、また、これら課題をうまく解決している地域や自治体というのがないかどうかというのを調べてまいりました。

そこで、資料1またはモニターをご覧いただければと思います。

今、映し出されているモニター、資料1で説明させていただきますと、総合型地域スポーツクラブの概要や取り巻く環境というのを図にしたものでありますが、基本的には、地域住民による

運営、そして参加で成り立っている独立した組織であるということが分かります。

運営側としては、総合型スポーツクラブという位置付けであることによる多種目、多世代、多志向の理念の下、クラブマネージャーや指導者、ボランティアスタッフなどクラブ運営をしていく上で必要な運営側で参画してもらえる人材の発掘と参画要請、その上で各スポーツを安全に、そして適切に開催できるよう日々の準備などの運営、また、そこに参加してもらえる会員を増やすための働きかけや広報などなど、同時に行っていることが分かります。そういった日々の多種多様な運営業務をされている、していただいているからこそ、私たちの誰もが会費を支払えば触れられて、挑戦して、そんなスポーツに参加できるという良い環境が今あります。これらは非営利で運営されており、とても安い参加費で様々なサービスを受けられる状況にあります。このため、設立の効果として、様々なメリットがあることが次の資料2の上半分のグラフをご覧くださいと分かります。

これは、文部科学省の実態調査の集計結果を示しておりますが、住民のスポーツへの参加機会の増加、住民間の交流の活性化、元気な高齢者の増加、子どもたちが明るく活発、地域で子どもの成長を見守る機運の上昇、地域が活性化し、地域住民が健康になったなどなど、まさに今後のまちづくりとして目指したい結果が上がっておりますね。しかし、冒頭に触れた総合型地域スポーツクラブが抱える課題も山積していることが、資料2の下半分のグラフを見て頂ければ分かると思います。

たくさん課題がある中で、上位三つに上がっているのが会員の確保、そして財源の確保、そして指導者の確保となっております。私たち地域住民の自主運営で行う独立した組織であるために、この三つの課題というのは、私たち住民が積極的に参加、参画するなど、みんなで協力していくということはもちろん、町行政や地域の企業のサポートや支援がなければ、今後もずっと付きまとう課題であり、持続可能な運営が非常に厳しいものになるというのは容易に想像できるかと思えます。

岬町を見てみると、タコクラブは、特に指導者の確保については深刻であるとお聞きしております。その課題解決に何か良い方法がないかと私なりに調査をしてまいりました。

近隣では、熊取町が地元の大阪体育大学と協働し、DASHプロジェクトという協定を結んでおります。これは、長く楽しく元気に暮らせるまちづくりの推進ということで、一つ目に運動・スポーツの推進、二つ目に健康寿命延伸や医療費等の削減に向けた取り組み、三つ目に運動・スポーツ等施設の共同利用の検討、四つ目に職員による人事交流の検討、五つ目、新たな施設・環境整備の検討、この五つを協働で進めているということです。その中で、1番目の運動・スポー

ツの推進事業という中では、小学生を対象とした小学校放課後スポーツ教室事業や中学校運動部活動へ大学生を指導者として派遣する事業を進めているということなのですね。スポーツと教育を融合させることにより、従来のスポーツ教育における体力・技術力の向上のみならず、スポーツにかかわる総合的な人材育成の実現を目指しているということです。このことにより、町としてはスポーツ指導者の確保となり、学生としてはフィールドワークとして実際の現場に入って体験できる場の確保となっており、熊取町と大阪体育大学ともにWin-Winの関係性を築いておられます。

岬町行政として、現在、岬町の総合型地域スポーツクラブであるタコクラブへの支援やサポートというのが少ないと聞いております。岬町としても、例えば近隣の和歌山大学などと連携できるような、このような協定を結ぶ話し合いを持ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、学生が地域に積極的に入って取り組めるよう、学業内の単位化までそういうのが制度化できれば、よりよい強固な連携、そして協働の取組となるように思います。

指導者不足の課題について、岬町はどのようにお考えになっているのか。また、これら課題に対して、私が先ほど申し上げた提案例など、岬町として協働することは考えておられないか、お聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 先ほどご質問がありました課題に向けた本町の取組について、お話をさせていただきます。

さきに述べましたとおり、タコクラブ等も含めた新たな指導者の確保につきましては、私どもの長年の課題でございまして、本町としては、タコクラブの持っている指導者不足の課題に就いて共有していきたいというふうに思っています。

加えて、今、大学との連携等々のお話もございませうけれども、私どもも、さきに述べましたように、タコクラブと一緒に大学のほうに行かせていただいて、それぞれのアプローチをさせていただきました。細かい大学の制度につきましては、まだ大学のほうから情報配信はされていませうので、この辺についてはコメントできませんけれども、我々としても今後、各団体の指導者不足を解消することを前提にしまして、側面から協力をしていきたいと思っておりますが、まずもってタコクラブそのものが指導者不足をどうお考えになっているかというところを情動的にタコクラブについてご議論いただいて、それについての問題提起をしていただいた中で、我々としても一緒になって考えていきたいと思っております。

そもそも町の中にはいろんな方々がいらっしゃいます。指導者として、言うたら希望される方

もいらっしやいますし、それによって、教育的に、我々としてはスポーツの指導者としてどう教育していくのかというのも側面的な部分で協力させていただけることでございますので、加えてお話をさせていただきたいと思いますが、現在、国のスポーツ庁では、学校部活動において新たな地域クラブ活動のあり方について整備を進めています。学校活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備におきましては、先ほど申しましたように、まずは運営団体となるところについての体制整備というのを段階的に進めていく必要があると考えています。

地域の子どもは、学校を含めた地域で守るという意識の下で、地域の持続可能で多様な整備をしていくために、国の補助金等も活用しながら準備を進めていく必要があると考えています。その中で、指導者の人材確保のために、次世代の指導者の育成を図るなどの体制づくりが必須となります。今後は、地域の人材のみならず、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、大学等の連携で学生ボランティアの協力のニーズも高まってきます。それによって、改めて近隣の大学とも連携を図っていききたいというふうに思います。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 指導者不足を課題として捉えておられるということですね。また、その課題解決として、近隣大学との連携、そしていろいろな取組、話し合いも含めて、指導者の人材確保のために次世代指導者の育成を図るなどの体制づくりを進めていただけるということで、よかったですと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

私からは、この件の先進的な取組事例を交えたまちづくりの視点からの、またはまちづくりの視点を踏まえた新たな提案をしたいと思います。

資料3の上段をご覧くださいと思います。これは、一般社団法人彩の国SCネットワークというところが提案しているものなのですが、放課後キッズスポーツクラブというのを紹介します。

総合型スポーツクラブは、小学生の関わり方が限定されるという課題、また一方で、小学生の子を持つ共働きの親は、子どもが独りで家にいることに不安を抱いているという双方の課題を解決できるアイデアとして、放課後にスポーツを学びながら小学生を見守るクラブを設立することで解決できると考えております。このクラブがあることで、子育て世帯が安全・安心でとても住みやすいまちとなりますが、実は、これはもう既にタコクラブの中にキッズスポーツというのがあるんですね。今日、私が課題に挙げた指導者不足に悩むクラブ、そのうちの一つなんですね。ここをまちづくりの一環と捉えて、行政がしっかりと支援、そして広報していくことで、他市町より子育てしやすいというまちをうたえるかなと思います。

また、資料3の下段をご覧ください。

指導者シェアバンクというのを紹介しますが、指導者不足の課題というのは、同時にスポーツ指導者の質が担保しづらいという側面的な課題もあります。それを解決できる方策として、総合型地域スポーツクラブの指導者バンクを創設するというで解決できるというようにも考えております。ある一定のスポーツ経歴や指導の経験を持っているなど、事前の審査や指導者登録の後に一定の指導者講習を受けていただくなど、子どもたちを指導する前に取り組むべきことはいろいろ必要になってくるでしょうが、事前に行政とクラブが協働して、指導者になっていただける方を発掘し、登録を事前に進めていくことで、急な事情により指導者が辞めてしまったときでも、クラブの存続を守れたり、1人の指導者への負担を軽減できることにもつながりますね。

次に、資料4のリーダーバンクをご覧ください。

山形県の広域スポーツセンターというところでは、リーダーバンクやまがたという指導者シェアバンクというものを創設しているのですね。右上の枠は、そのホームページを示しておりますが、指導員を探している方は、資料のように、あらかじめ登録されている指導者をスポーツの種目別だけではなくて、地域や資格の有無、指導対象や実績の有無など、各条件を入力すれば、希望する指導者を抽出できて探せる非常に便利なサイトになっております。

岬町としても、これは大掛かりなシステムになろうかと思いますが、アナログでも、こういった似たような対応ができると思いますし、独自で難しいなら、近隣市町村と連携した広域でのリーダーバンクを作ることは検討できるのではないかと私は思います。

また、資料5の上段をご覧ください。

元プロスポーツ選手のコーチ採用により、中学生の部活における教員の負担軽減とプロスポーツ選手の指導による子どもたちの心を大きく変えられるという提案です。

本日、サッカーワールドカップ、スペインに勝利しましたね。大変なにぎわいとなっております。子どもたちだけではなくて、本当にスポーツが人の心を大きく動かすということは、このワールドカップからもご理解いただけるのではないかと私は思います。

小川理事に答弁いただいた中にもありましたように、現在、学校教職員の皆さんの働き方改革において、国も学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進めようとしている中で、プロスポーツ選手のコーチ採用というのは、教職員の皆さんの業務負担の軽減と子どもたちの練習の質の担保ができて、指導者不足と指導力の格差の課題を解決できるものと考えています。

あと、資料5の下段をご覧ください。

ここでは、学校部活動と地域スポーツクラブ活動の違いというのを示しているものなのですが、こう見ていくと、国が進めようとしている学校部活動の地域連携、そして地域クラブ活動への移行というのがそんなに難しいものではないのではないかなど。今後の協議によって十分移行できるものだと思います。ただ、これは岬町の教育現場の状況や各先生方のご意見などをよく勘案していく必要があるかと私は思います。

また、資料6をご覧ください。

ここでは、地域スポーツとトップアスリートによるトップスポーツの好循環推進プロジェクトとして、文部科学省スポーツ青少年局スポーツ振興課が示しております。例えば、タコクラブにトップアスリートを活用して、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に小学校体育活動コーディネーターを派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現できるというものです。

最後に、資料7をご覧ください。

これは、東京都の葛飾区にある総合型かつしか地域スポーツクラブの葛飾区教育委員会の生涯スポーツ課が示しているパンフレットなのですが、右半分の図をご覧くださいますと、私が先ほどお伝えした全てのことと、それ以外の団体などとの独自の様々な連携を取ることで、左半分の図のように、生きがいつくり、人づくり、まちづくりが好循環で回っているという図です。このように、スポーツ分野に力を入れていくことで、様々な分野に好影響を与えることが分かります。

私の提案も参考にいただきまして、ぜひ岬町のスポーツの視点からの好循環を生むまちづくりの実現をお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、来町者と納税者を増やす店舗型ふるさと納税の仕組みの導入についてお伺いしたいと思います。

現在、ふるさと納税を行う方のほとんどがインターネットを通じて行っていると思いますが、一方で、実際に町にある実店舗に来て、商品を手にとって確かめた上でふるさと納税ができて、その場で返礼品を持ち帰られるという店舗型ふるさと納税という仕組みがあります。これは、今までのネット決済が主だったふるさと納税では難しかった、例えば、町の飲食店や商品が多種にわたり、1品が低額商品が主な、例えば道の駅などに導入できること、また、実際に町に来られた方が気軽にふるさと納税ができることなどで、例えば目立った特産品がなかったり、地場産業が発展していない自治体などから少しずつ導入が増えてきているようです。

先日、岬町議会として静岡県清水町へこの件、研修にお伺いにまいりました。清水町が実際

にこの店舗型ふるさと納税を導入した経緯やその仕組み、そして効果などを詳しくお聞きした中で、今回、一般質問をしようと思ったのですが、その動機として、清水町は、一つに、岬町と同程度の人口規模であること、二つ目に、岬町と同じで突出した有名な特産品というのがないということですね。三つ目に、主な産業もないということで、もちろんとても良い仕組みであることと、岬町とよく似た環境である清水町で導入していることから、岬町にも導入できるし、合う制度であると考えたから今回に至りました。

今回は、その店舗型ふるさと納税の仕組みを導入してはどうかという視点で質問していきたいと思いますが、岬町のふるさと納税の現状もお聞きしていきながら、質問をしていきたいと思います。

まずは、岬町の過去5年間のふるさと納税の推移をお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

過去5年間のふるさと納税額の推移についてです。

平成29年度は9, 248件申込みがあり、9億9, 827万9, 712円の寄附金がありました。平成30年度は6, 190件の申込みで、8億7, 790万1, 701円でした。令和元年度は298件、862万5, 847円でした。令和2年度は222件、703万8, 762円でした。令和3年度は301件、1, 001万8, 989円でした。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど回答にありましたように、5年ぐらい前は高額で換金性のある家電製品というのを岬町は返礼品にしていた背景があったので、納税額は本当に潤っていたというのが分かりますが、令和元年度より国の制度が変わってしまって、ふるさと納税が激減しているということも分かりました。

私もこの件、幾度かこのふるさと納税について、特産品開発を民間事業者、そして住民と一緒にやっていく必要がありますよねということを提言させていただいてきましたが、職員の皆様がしっかりと今取り組んでいただいているおかげで、ちょっとずつ増えてきているのかなというように思います。

一方で、岬町に来られた来町者、来客者についてお聞きしたいと思うのですが、過去5年間の主要な観光関連施設への来客数をお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えします。

来客者数につきましては、平成29年度が141万人、平成30年度が130万4,000人、令和元年度が152万人、令和2年度が136万6,000人、令和3年度が142万8,000人でございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ここ3年はコロナ禍でありましたが、大きな落ち込みというのはなく、昨年度の令和3年度は少しずつ来客が持ち直してきているのかと思います。

次に、現在、岬町は暮らし応援商品券事業というものを実施しておりますが、事業者の登録数というのはどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、事業者の登録者数が100店舗でございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 100店舗の登録というのが分かりました。

一旦、ここで店舗型ふるさと納税というものをもう一度、私から説明したいと思います。

資料8というのをご覧ください。

店舗型ふるさと納税とは、インターネットではなくて、リアルな実店舗の市場でもふるさと納税ができるという仕組みです。

資料2は、ヤフージャパンニュースの記事を載せておりますが、店舗に置いてあるQRコードをスマホで読み取っている写真が写っていますね。ここでは、道の駅でふるさと納税をしている様子を写しておりますが、道の駅に置いてあるQRコードをスマホで読み取り、表示されたページに名前など個人情報を入力すると、ふるさと納税ができて、完了後は返礼品をその場で持ち帰られるというものです。

具体的な例を挙げますと、資料の下のほうに記載しているように、例えば1万円を店舗型ふるさと納税で寄附した場合、納税額の3割程度の返礼品として、3,000円分の商品券のお買物券などが発行されて、店内で使用できるといった仕組みで運用されていたりしています。様々あると思いますけれども、一例としてはこんな感じかなと思います。

道の駅などでは、QRコードの読み取り以外に、例えば自動販売機でその仕組みを運用されていたりもしているようです。この仕組みであれば、従来のネット型ふるさと納税では対応が難し

かった低額商品でもふるさと納税の返礼品としてできるようになります。

資料9をご覧ください。

自治体やお店にとっての導入のメリットとしては、送料が不要になることや受発注管理が不要であること、そして他店舗と比較検討されにくい、これは価格競争に巻き込まれないということなのです。そして、12月以外の閑散期でもふるさと納税を見込めるということ、また、町へ訪れるリピーターの増加や町のファンづくりにもなるということが挙げられております。

納税をする側の実際の利用の流れとしては、店舗に置いてあるQRコードを各自のスマートフォンのQRコードリーダーで読み取り、1番目に、スマホに表示されたページで寄附項目を選択する、2番目として、寄附者の情報を入力して送信後、3番目に、店舗側で受取確認が完了すれば、無事寄附が完了するというものです。

資料10をご覧ください。

店舗型ふるさと納税は、実際にその土地を訪れ、そこにある飲食店で食事をしたり買い物をしたりできるだけではなく、その土地でしかできない体験もできることが最大のメリットで、特産品が少なく、今、ふるさと納税の税収が伸び悩む我が岬町の新たな税収確保の手段として最も適している方法なのではないかと思うのですね。

岬町にはゴルフ場が二つもありますし、釣りスポットとしてたくさんありますし、人気もあります。遠くからそのお店を目的として岬町を訪れる人も今増えてきております。だからこそ岬町にある企業や店舗としっかりと連携して、さらに岬町を訪れる人が増える仕組みとして、この制度をうまく活用すべきではないでしょうか。岬町への来客数が安定していること、そして岬町には100店舗以上、お店があるということで、導入にとってもよいのではないかと私は考えます。町として、この店舗型ふるさと納税の導入について、見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

訪れた土地の飲食店や販売店の店頭でふるさと納税を行い、返礼品を受け取れる店舗型ふるさと納税は、従来のネットショップ感覚で返礼品を選ぶのではなく、訪れた現地の魅力を通して物や体験の返礼品を選んでもらい、寄附につなげる仕組みになっており、交流人口の増加やふるさと納税を増やす有効な手段の一つであると考えております。

また、店舗型ふるさと納税の特徴については、一つ目として、現地で寄附後、その場ですぐに返礼品を受け取れる、2点目として、体験やサービスにも利用が可能である、3点目として、地

域の魅力を現地で体験できる、4点目として、地元企業の活性化に貢献できる、5点目として、町と事業者が共に町の魅力を発信できることが特徴となっております。

本町におきましても、多くの返礼品作りに努め、財源確保、また地域経済の活性化につなげることは大変重要であると認識しております。

議員ご提案の店舗型ふるさと納税の導入につきましては、コストなども含め、先進事例等を参考に、現在、検討を行っているところでございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほども申し上げたとおり、岬町には観光資源となるもの、訪れたい要素はたくさんあります。町のPRとしても、店舗型ふるさと納税は活用できると考えております。ぜひ前向きな検討をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

最後の質問です。こちら清水町での研修にて魅力を感じた制度であったので、提案したいと思います。それが地域ポイントというものの導入です。

ポイ活という言葉、皆さん、耳にしたことはないでしょうか。ポイ活されている方もいらっしゃるかもしれませんね。ポイントを貯めたり、貯まったポイントを活用するということを指しておりますが、このような言葉ができるほど様々なポイントをうまく利用する人が全国的に多いということです。

そんな中、清水町では、資料11をご覧ください。町独自のゆうすいポイントという制度を運用されているのです。ゆうすいポイントの大きな特徴というのは、お店を使うことなどでポイントが貯まるだけでなく、公共施設や町営バスの利用時やボランティア活動への参加でもポイントが貯まるということなのです。町内でのふだんの生活や地域活動への参加でポイントが貯まっていくのです。

この地域ポイントの運用について、ほかの地域の活用例も私は調べてみました。次の資料12をご覧ください。

これは、天理市の地域ポイント事業のイメージなのですが、このように地域内での消費を促すだけでなく、地域活動への参加促進にもつながるのがこの地域ポイントの特徴なんですね。天理市では、地域内消費の増加などに応じて、地域団体へ支援することで支え合いの促進も図っております。まずは、地域経済の活性化を目的として、地域に根差した消費活動を促す図が次の資料13です。

特に、今、コロナ禍における市内全世帯の生活支援と低迷する地元消費喚起による市内事業者の支援を図るためにも、このポイント事業の運用がなされているのです。また、この仕組みは

行政主導により様々な政策誘導が可能となるのです。例として、資料の右下に記載しているように、健康増進活動や共助活動の参加にポイントを付与することにより、住民の社会活動参画を促すことができます。

さらに、資料14をご覧いただきたいと思います。

このように、市内でのポイントの利用に応じて、地域団体などを助成できる仕組みにより、市民が支え合って活性されたまちづくりを図るということもできるのですね。助成する地域団体の例として、資料の左下に記載しているように、私が今回、1番目に質問しました総合型地域スポーツクラブへの運営助成であったりとか、各種ボランティア活動団体とか、子育て支援団体とか、環境保全団体、また地域活性化イベント主催団体など地域の課題を解決するための団体というのが挙げられるかと思います。

このように、地域ポイントの運用においては、多方面への効果が期待できるのです。民間と行政との協働、そして協創のまちづくりというものを進める一助を担うでしょうし、それに乗じて、住民活動の活性化も期待できる、このポイント制度の導入について、町の見解をここでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えします。

地域ポイント制度の導入についてでございますが、地域ポイント制度は、自治体などが行うサービスやイベントにおいて住民の認知や参加を促進することを目指すもので、様々な目的で取組が進められており、他の市町村では、公共施設の利用、健康促進、環境保全、地元産品購入、社会活動、市民活動など公益性が高い事業において活用されております。インセンティブの付与で住民参加型の仕組みをつくり、政策目標を実現するための手段として利用され、住民の皆様へアプローチしやすく、その後の行動変容、継続支援を図ることができる有効な手法として期待できるものであると考えております。また、地域商店との連携については、ポイントを貯めると地域の店舗で様々なサービスを受けることができ、地域経済の活性化にもつながる仕組みとしております。

導入に当たっては、健康寿命の延伸や地域経済、地域コミュニティの活性化が実現できることが大いに期待できますが、システム構築などの経費がかかりますことから、先進事例を参考に制度設計、効果などについて調査研究してまいりたいと考えてございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ぜひ調査研究で、前向きに進めていただければと思います。

私からは、次に資料15、最後の資料は、協働、協創による住民参加のまちづくりの循環型を示したものです。地域コミュニティの活動が左のぐるっとした図で、右の図というのは地域経済活動を表しております。

地域コミュニティの活動で貯まったポイントは、地域経済活動で消費される。その二つの活動というのが、ポイント事業により相乗効果を生んでいくわけなんですよね。そして、地域ポイント制度は、地域の経済状況や住民の社会活動状況というのが数値によって把握できるようになるのです。そのポイント運用により、例えばこの町はこの分野が弱いとか、そういう弱い分野をポイントのイベントで支えていくこともできますし、例えばこの町はここが強いと、これをもっと伸ばしていくのだということであれば、その強い分野をよりポイントのイベントで伸ばすことなどの政策誘導というのが可能になるわけです。これは、みんなで持続可能な町を作る手段の一つであり、みんなで地域を元気にして好循環をつくり、過疎地域に指定された我が岬町を立て直す一つのきっかけになるのではないのでしょうか。

人も地域も企業も元気になれる循環型のまちづくり、これぞ私がずっとテーマにしています、みんなで作る循環型まちづくりなのですよね。みんなで過疎地域を脱却するためにも、ぜひ前向きな検討をいただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わります。

○出口 実議長 松尾 匡君の一般質問が終了いたしました。

以上で、一般質問を終了します。

暫時休憩します。

再開は13時といたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第51号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第51号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」をご説明いたします。

内閣府が11月15日に速報値として公表いたしました令和4年7月から9月期の国内総生産

(GDP)の物価変動を除いた実質値は、年率換算で1.2%の減少となりました。マイナス成長は4四半期ぶりとなり、新型コロナウイルス感染「第7波」や物価高を受け、個人消費が大幅に鈍化したほか、石油や石炭などの輸入の増加によりGDP全体を押し下げたものとなっております。

国は、10月に総合経済対策を取りまとめ、電気・ガス料金の支援策とガソリン価格への補助などで家計を支えることとしておりますが、国内では再び感染者数が急増し、海外では金融引締めの影響により、景気の後退が懸念されております。こうした景気の動向は、地域経済にも影響を与えることから、今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

補正予算の概要といたしましては、町が独自で実施する職員の給料1%減額及び管理職手当減額率15%への変更並びに人事異動に伴う人件費の調整、会計年度任用職員の最低賃金改定による増額、原油価格等の高騰に伴う庁舎等の光熱水費、燃料費の増額、サービス利用者の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額、民間の補助金を活用した保育施設の整備、河川水路の改修、森林環境譲与税を活用した森林保全、新たなみさき公園の整備運営事業におけるモニタリング業務に必要な経費を計上するとともに、リサイクル施設の改修に伴う債務負担行為を追加するものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,934万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,856万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、9ページから12ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、1,026万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い301万7,000円を、障害のある方の補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金70万9,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い、障害児入所給付費等国庫負担金654万円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、970万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国庫支出金と同様に、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い600万6,000円を、障害のある方の補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金35万4,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い、障害児入所給付費等府費負担金327万円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様から小学校への指定寄附金5万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、1,228万8,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に係る財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金1,403万9,000円を減額計上する一方、森林整備のための調査業務や間伐工事に充当するための森林経営管理基金繰入金175万1,000円を増額計上いたしております。

諸収入といたしまして、3,161万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、前年度の精算に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金2,967万1,000円を、消防団員の退職に伴う報償金60万9,000円を、公益財団法人ライフスポーツ財団から各保育所への運動器具の購入経費に充当するための子ども活動支援補助金100万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして、369万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などに伴うものでございます。

総務費といたしまして、2,790万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などのほか、原油価格等の高騰に伴う公用車の燃料費112万5,000円を、庁舎の光熱水費365万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、3,209万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などのほか、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴う国民健康保険特別会計繰出金1,203万円を、サービスの利用者の増加に伴い、障害児通所支援給付費1,308万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、1,336万6,000円を計上いたしております。主な内容といた

しましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などのほか、原油価格等の高騰に伴う塵芥処理施設の光熱水費539万1,000円を、し尿処理施設の光熱水費319万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、255万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、給料の独自減額の反映等に係る調整などのほか、林野庁からの森林環境譲与税の活用に関する通知を踏まえ、森林経営管理基金繰入金を財源に、森林整備調査業務委託料47万8,000円を、森林間伐工事127万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、410万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などに伴うものでございます。

土木費といたしまして、261万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などのほか、河川水路改修事業といたしまして、町道駅前団地北6号線雨水管補修工事159万5,000円を、民間活力を活かしたPFI事業として事業契約いたしました新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料379万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

消防費といたしまして、448万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、会計年度任用職員の配置や最低賃金改正のほか、消防団員の退職に伴う報償金67万6,000円を、泉州南消防組合負担金147万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

4ページをご参照願います。

教育費といたしまして、432万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動等に係る調整などのほか、原油価格等の高騰に伴う小学校の光熱水費433万円を、中学校の光熱水費144万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。

「第2表 債務負担行為補正」をご覧ください。

リサイクル施設整備事業といたしまして、期間を令和5年度、限度額を166万1,000円として追加するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は事業委員会に所属をしておりませんので、何点かお聞きしたいと思います。

まずは、34ページの新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料ということで金額が上がっておりますが、どのような業務をされるのかというのと、あと具体的な説明をお願いしたいと思います。

そして、32ページの新たなみさき公園施設整備利用促進に係るアドバイザー報償費というのがありますが、必要な根拠というのをお願いいたします。

さらに、26ページの農業費の中の産業観光促進課、タブレット端末購入費とありますが、どのような目的で使用されるのかというのを参考にお聞かせください。よろしく申し上げます。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの松尾議員のご質問にお答えします。

新たなみさき公園に係るモニタリング支援業務とアドバイザーの報償費についてお答えさせていただきます。

これらの内容といたしましては、新たなみさき公園の事業契約の締結を受けまして、PFI事業を推進するに当たり、新たなみさき公園の施設整備や利用促進に対して、学識経験者の専門的知見を反映させるなどの経費に充てるものでございます。

加えて、PFI事業者である株式会社ARKLEによる適正かつ確実な公共サービスの提供がなされているか、これを確認するためにモニタリング業務の経費についてもお願いをしているものでございます。

まず、学識経験者に係る必要な経費につきましては、今後、PFI事業者が進めていく新たなみさき公園の施設整備や利用促進等に対して専門的知見を有する学識経験者のご意見もお聞きしながら進めていきたいと考えておりまして、当該学識経験者への報償費についてお願いしているものでございます。

モニタリング業務に係る経費でございますが、PFI事業のモニタリングにつきましては、内閣府民間資金等活用事業推進委員会が策定しておりますガイドラインに基づきまして、PFI事

業者による新たなみさき公園の整備運営、維持管理などの公共サービスの履行については、業務要求水準書にお示ししているとともに、事業契約にも条項に加えられており、適正かつ確実なサービスの提供がなされているかを確認するため、PFI事業者からの報告を受けながら、その報告を見てモニタリング業務を実施するものであります。

この実施の意味につきましては、モニタリングの結果、債務不履行があった場合や事業の推進がうまくいっていないとか、そういうことに対しまして改善要求などを行うなど、大変重要な作業となります。こうした内容確認に当たっては、法務、会計、民間連携事業などの専門的な知識が必要となり、町職員だけで対応することが困難でありますことから、本事業に係る技術力やノウハウを有するコンサルタント事業者に委託するために必要な経費をお願いしているものでございます。

失礼いたしました。タブレットの購入費につきましてもご質問いただいていたということで、答弁が漏れ申し訳ございません。

このタブレット端末のほうの購入の意味は、農業委員会で実施しております農地の集積に係る事業を効率的に行うことができるようにタブレット端末を利用して、大阪府の関係機関とも連携をしながら事業を行うものでございます。

お願いしています経費は、農業委員が利用するタブレット端末の購入費用、タブレット端末を利用するために必要なインターネット回線への接続などの通信費用、タブレット端末の管理システムの利用料が経費の対象となっております。

内容といたしましては、農業委員が毎年実施しております農地の利用状況調査というのがございまして、その際に使用するものであります。

他団体の事例では、利用状況調査にタブレット端末を利用することで、現在の位置や農地の場所が明確に分かり、調査結果もその場で入力できるため調査時間が大幅に削減され、業務の効率化が図られたと聞き及んでおります。それと、入力した情報が関係機関であります農地中間管理機構などの関係機関にも連携でき、農地の賃貸借、集積等の事業がスムーズに行えるというものでございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1番目と2番目、みさき公園に係るモニタリング業務とアドバイザーの報償費については、内容は少し理解できたのですが、これは今後、PFI事業者との契約、30年ということで契約されていますが、その30年、毎年ずっとこの業務が発生していくという認識でよろしいでしょうか。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問についてお答えします。

議員おっしゃいますとおり、事業契約が30年にわたります。その間で、設計業務から整備業務、そして維持管理運営業務と移り変わっていく中で、どちらも連携している事業となりますけれども、アドバイザーのほうは、これまで事業者選定に携わっていただいていた先生方に引き続き、各段階で必要に応じて、意見をお聞きしながら注視していく。そして、期待の大きい事業ではありませんけれども、資金面や運営面で安定的な経営等ができていくかどうかということについても、しっかりと町として監視していく必要があると思っておりますので、こうした経費をお願いしております、先行している市町の事例を聞いておりますと、業務が始まって、定例的にモニタリング会議を開催して、事業者が、うちが要求水準で求めています報告資料を取りまとめて、その報告によって進捗状況等をお伺いして、それによって我々が事業がうまく進んでいるかどうかということ判断していきながら、改善すべき点を改善していただくような話し合いを進めて、円滑に事業が行われ、安定かつ安全に事業が推進してもらえるようにしていきたいと思っております。

こうした中で、コンサルの支援につきましては、他市の事例をお聞きしても、運営開始あたりまで各業務が実施されていきますので、その間までは支援されているところが多く見受けられます。その中で、だんだんとルーティン化して、着目しないといけない視点も理解できてくると思いますので、町職員でいずれは対応できるようになると考えております。できるだけそこについても経費が削減できるように、町職員としても努めていきたいと考えておるところでございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 最後ですが、そのモニタリング業務であったりとか、あとアドバイザーがどんなことをその会議の場で言っていたというところの内容は、我々議会でもお示ししていただけるかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

そうですね、モニタリング事業に係ることではなくても、議会の皆様には、事業の進捗状況等については、一定お知らせしないといけない時期を見据えて、定例的に伺いますか、タイミングを考えながら、進捗状況のご報告をさせていただきたいと思っております。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私も事業委員会に所属しておりませんので、少しお聞きしたいと思います。

ただいま説明のありました新たなみさき公園整備に係るモニタリング支援事業、この金額の期間ですね。これは、その期間というのはいつまでの期間と見ていいのでしょうか。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、補正予算でお願いしておりますのが、この後、ご承認をいただきましたら、速やかに契約して、年度末までの費用となっております。年度年度で契約をしていくことになるかと思っておりますので、令和5年度の予算については、今、当初予算のほうでお願いしているところがあります。

今回、補正でお願いしているのが実質3か所分ぐらいの費用になりますので、令和5年度につきましては、もう少し多い金額というふうにご理解いただきたいと思います。

○出口 実議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和4年度岬町一般会計補正予算(第9次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第3、議案第52号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第52号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う国民健康保険料及び繰入金や前年度交付額の確定に伴う清算として返還が生じたことによる償還金及び国民健康保険特別会計で支弁する職員給与費等の調整に係る経費について編成しております。

それでは、議案書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,488万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。

なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照ください。

国民健康保険料につきましては、1,203万円を減額計上しております。内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額及び未就学児の均等割減額分を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金として939万6,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定による変更分として、軽減分が599万6,000円、支援分が548万4,000円、未就学児の均等割軽減分相当額として55万円をそれぞれ増額計上し、一般職の給与の独自減額の反映と管理職手当の独自減額の緩和及び職員の人事異動等により国民健康保険特別会計で支弁する職員給与費等に係る経費について変更が生じたことによるものとして、職員給与費等繰入金263万4,000円を減額計上するものです。

次に、基金繰入金として807万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、国民健康保険保険給付費等交付金のうち特別交付金分の前年度交付額の確定に伴う清算として、返還金が生じたための財源に充てるものです。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては11ページから14ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費といたしましては、管理職手当の独自減額の緩和及び一般職の給与の独自減額の反映と人事異動等に伴い263万4,000円を減額計上いたしております。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、保険基盤安定事業費の決定により一般被保険者医療給付分のうち939万6,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分のうち54万

5,000円、介護納付金分のうち208万9,000円をそれぞれ一般財源から特定財源に財源構成を行うものです。

次に、諸支出金といたしまして807万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、国民健康保険保険給付費等交付金のうち、特別交付金分の前年度交付額の確定に伴う清算として増額計上するものです。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくお願ひご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第4、議案第53号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第53号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動などに係る調整によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,765万4,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動に係る人件費の調整に伴う減額により、一般会計繰入金97万1,000円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動などに係る人件費の調整に伴う減額により、下水道総務費14万8,000円を減額計上いたしております。事業費につきましては、給料の独自減額の反映や職員の人事異動などに係る人件費の調整に伴う増額により、下水道事業費17万7,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第5、議案第54号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第54号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和4年度中の職員の人事異動に加え、一般職の給与の独自減額の反映及び管理職手当の独自減額の緩和等に伴い、介護保険特別会計で支弁する職員給与費等に係る経費について計上いたしております。

また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費、地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,758万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入をご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、第1号被保険者保険料98万4,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして163万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、

介護予防・日常生活支援総合事業1万6,000円を減額、地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業162万3,000円を減額計上いたしております。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金につきましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業支援交付金1万7,000円を減額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金といたしまして81万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業7,000円を減額、地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業81万2,000円を減額計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして329万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員給与費等の補正による財源調整に伴い、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業7,000円を減額、地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業81万2,000円を減額、その他一般会計繰入金248万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の3ページ、歳出をご覧ください。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、総務費につきましては、職員の人事異動や給与の独自減額の反映などによる減額調整に伴い、総務管理費248万円を減額計上するものでございます。

次に、地域支援事業費につきましては、職員の人事異動や給与の独自減額の反映などによる減額調整に伴い、一般介護予防事業費6万1,000円を減額、包括的支援事業、任意事業費421万7,000円を減額計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第6、議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 程第6、議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町海釣り公園の現在の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により岬町海釣り公園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設は、名称、岬町海釣り公園、所在地、岬町多奈川小島455番地の1ほか、指定管理者は、住所、岬町多奈川小島597番地、名称、小島フィッシング株式会社、代表者、代表取締役、山原 學、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

なお、指定管理の指定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、岬町海釣り公園指定管理者選定審査委員会を設置して選定を行ったものでございます。

同委員会では、同条例施行規則第5条の規定により、現行指定管理者である小島フィッシング株式会社が公募によらない合理的な理由があるかどうかについて審議をし、合理的な理由を有すると判断いたしましたことから、現指定管理者を次期指定管理候補者として選定の上、指定管理候補者から提出された申請書類等の審査を行い、現指定管理者を次期指定管理候補者として選定したものでございます。

なお、審議いただくための参考資料として、岬町海釣り公園に係る指定管理候補者の選定結果を議案書と併せて配付しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町海釣り公園の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第7、議案第56号、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第56号、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されたことから、本条例を制定するものでございます。

議案とともにお配りしております岬町個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要についての資料をご参照ください。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の規定については、令和5年4月1日から施行されることとなります。改正後の個人情報の保護に関する法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等と統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法において全国共通の基本的なルールが整備された一方、法で定める範囲内で独自の措置を条例で定めることができることとされました。これを受けて、岬町個人情報保護条例を廃止し、新たに岬町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

条例の概要をご説明いたします。

議案書裏面の条例と併せて、資料をご参照ください。

条例第1条は、条例の趣旨を定め、第2条は条例で使用する用語の定義を定めております。議会は、法において適用される行政機関から除外されておりますので、この条例が適用される実施期間には含まれておりません。

第3条は、開示請求に係る手数料を定め、現行の運用と同様、開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付の実費を徴収することを定めております。

第4条と第5条は、開示決定等の期限を定め、開示決定期限については、現行の運用と同様、15日以内とし、著しく多量の個人情報の開示決定期限の特例を30日以内と定め、法規定より短縮することとしております。

第6条は、訂正等の請求を定め、個人情報の訂正及び利用停止の請求については、現行の運用と同様、開示を受けた個人情報に限定せずに請求することができることとしております。

第7条から第16条は、個人情報保護審査会の規定で、審査会請求の審議及び個人情報の適正な取扱いの確保のための調査審議機関として岬町個人情報保護審査会を設置し、審査会の運用の規定を定めております。

第17条は、運用状況の公表を定め、現行の運用と同様に、毎年度、個人情報保護制度の運用状況の公表を行うことを定めております。

第18条は委任の規定で、条例の施行に必要な事項は、実施機関が定めることを定めております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行すること、現行の個人情報保護条例を廃止すること、条例の廃止に伴い、必要となる経過措置を定めるとともに、現行の個人情報保護条例を引用している岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、岬町暴力団等の排除に関する条例、岬町債権管理条例について、必要な用語の改正を定めております。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 付託される予定の総務文教委員会に所属しておりませんので、ただ、委員会審査が後に控えておりますから、そのことも考慮に入れて、お聞きしたいことを絞ってお尋ねしたいと思います。

今回、ご提案の個人情報保護条例、現在の岬町が作っている条例を廃止して、新たに条例を制定するというご提案なのですが、これはもともと今、制定している岬町の条例の目的が大きく変わるものということになると思います。

岬町の今の条例としては、目的にいろいろ書いてありますが、個人の尊厳の確保や基本的人権の擁護に資するという非常に重要なことが目的として定められております。

今回、変更される、全国的な共通ルールが規定されたというところで、致し方ないのであろうということは理解をいたしますが、その法律に書いてある目的が現在の条例とは大きく異なるわけなのです。

そこに、法律に何が書いてあるかといいますと、長々と書いてありますので、私の考えるところを申し上げますと、抜粋的に申し上げますけれども、法律では、デジタル社会の進展だとか、そういったことに対応していくために、個人情報の取扱いのルール化が必要だということで、それ自体は否定はしませんが、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するということが目的として法律では掲げられております。今、岬町が持っている条例とはかなり違うと思います。

そもそも住民情報というのは、地方自治体が一番たくさん持っているわけなのです。それを全て、私は国に差し出すようなものだというふうに思っているのですが、個人情報保護委員会とい

う国の機関が一手に握るということにされてしまうわけですが、その大きな変更に対して、岬町としてはどのように考えているのかお尋ねしたいというのが1点目であります。

先ほど説明でお聞きしたとおり、岬町として手を加えることのできる範囲は極めて限られておりまして、その中でも、現在の条例を踏襲する形で新たな条例を作ろうとされていることや、匿名加工情報の導入を当分の間、見送るといふようなことで、努力されているなというふうにお見受けしてはいるのですが、やはり先ほど来、申し上げているとおり、大きな部分の改定というふうに思っています。このことについて、岬町としてどのように考えているのか。大きな話になりますけれども、考え方をお聞きしておきたいと思えます。

それから、もう1点ですが、説明の中で、法改正により地方公共団体の規定が施行される、令和5年4月1日から施行しますと附則に書かれております。それで、これは参考までにお尋ねをしますが、今、裁判で岬町や議会や岬町の議員個人が訴えられておりますけれども、その裁判の中で、個人情報保護条例に関わることも出てきているわけなのですね。その場合に、どういった扱いになるのかと思ひ、素朴な疑問が起きましたのでお尋ねします。

裁判が起こされたときというのは、今の岬町の個人情報保護条例のこの部分がこうだからというようなことが述べられているわけなのですが、これは、裁判が例えば長引いて、附則に書かれている令和5年4月1日以降にまたがった場合、何かそこで影響があるのか。要するに、訴えの中身なんか新しい法律ではこうなっているのかというふうに適応される条例が変わるのか、そのあたりについて、参考までにお聞きしておきたいと思えます。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 2点、ご質問をいただきました。

1点目の件につきましては、今回、議員もご説明いただいたように、これは国の法律に基づきまして、統一的な取扱いということになっておりますので、我々としては、国の法律に従って運用していくという形になってまいるかと思ひます。

議員もご指摘いただいているように、その中で、いろいろと配慮していく項目があるかなということもございまして、特に行政機関と匿名加工業務制度の利用、こういうのが恐らく記入されている場合になるというふうにお思ひしております。

匿名加工業務制度の件につきましては、まだまだ内容等も十分はつきりしておりませんので、我々としては慎重に判断するというところで、今回は見送らせていただいているところがございます。法律で定めるところでございますので、町としてどう考えるかというところについては、法律に従って運用していくということになると考えてございます。

2点目の今回の条例の廃止に伴いまして、経過措置の項目についてはというところかなと思うんですけども、これについては、附則のほうで経過措置を位置付けておりますので、町が対応する分については、附則の内容に基づいて、実施するという事になってまいりますが、裁判については、裁判所の判断だと思っておりますけども、基本的には、その当時の規定なりが適用されて、運用されると考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えしていただいたことについて、もう少し聞いていきたいと思っております。

私が聞きたいのは、端的に言いまして、腹が立たないのかどうか、それについて聞きたいと思っているのです。

さきほど申し上げましたが、岬町の住民の皆さんの個人情報を出し出すことが、新たな産業の創出、活力ある経済社会はいいんです。新たな産業の創出も活力ある経済社会もいいことなのです。だけれど、そこに住民の皆さんの個人情報が活用されるということですね。いい意味で活用されるのは結構です。だけれど、平たく言ったら、儲けのためにされるということだと私は理解をしています。こういうことが、岬町として腹が立たないのかなというように個人的に思っています。非常に答えにくい質問をしているということは重々承知しておりますが、どのようにお考えになっておられるのか、答えていただきたいと思っております。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 議員おっしゃられるように、非常に答えにくいというか、我々としては、先ほどの繰り返しになりますけども、法律で決められていることですから、公務員として、当然、法律を遵守して、守っていく必要がございますので、法律で決められているものについては、我々としては適正に対応していくというふうにはしかお答えできないのかなと思っております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 町長にも重ねて同じことをお聞きしたいと思います。同じ答えしかしないのであれば、もう答えていただかなくて構いませんが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員からのご質問にお答えいたします。

総務部長の説明のとおりでございます。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第8、議案第57号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 日程第8、議案第57号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する国の基準に適切に対応できるよう規定の整備を行うため、本条例の全部の改正を行うものです。

条例改正案について、資料により説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して、市町村が条例で定めることとされているところ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）の一部が改正されたこと、また、今後の子ども・子育て支援制度の見直しに伴う運営基準の改正を見据え、改正後の国の基準と同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の整備を図ることとしました。

次に、改正概要ですが、第2条といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準は、基準府令に定めるところによることとしました。

また、施行期日は、公布の日から施行するとしております。

以上が条例改正案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 日程第9、議案第58号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第58号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

公職選挙法の施行令の一部改正及び選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うも

のです。

議案の裏面をご覧ください。併せて、議案書とともに配付しております参考資料をご参照ください。

第4条第2項ア中、選挙運動用自動車の1日当たりの借上額の上限を1万5,800円から1万6,100円に、同号イ中、業務の1日当たりの代金の上限を7,560円から7,700円に改めるものです。

第8条中、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭から7円73銭に改めるものです。

第11条中、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の上限を525円6銭から541円31銭に、加算額を31万500円から31万6,250円に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、公布日以後、その期日を告示される選挙から適用するものです。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○出口 実議長 お諮りいたします。

日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第13、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第13、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4件は一括議題とすることに決定しました。

これより、本4件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 4件を一括して提案させていただきます。

日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、奥野 洋氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

続いて、日程第11、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、多賀井博子氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

続いて、日程第12、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、小畑信行氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろ

しくお願いいたします。

続いて、日程第13、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、安枝恵美子氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本4件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

本4件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、諮問第1号は、これを適任とする意見を付することに決定いたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、諮問第2号は、これを適任とする意見を付することに決定いたしました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、諮問第3号は、これを適任とする意見を付することに決定いたしました。
次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。
本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、諮問第4号は、これを適任とする意見を付することに決定いたしました。

○出口 実議長 日程第14、報告第8号、債権の放棄の報告についての報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第14、報告第8号、債権の放棄について報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により、別紙のとおり債権を放棄しましたので、同条例第18条の規定により報告するものでございます。

当債権につきましては、町営住宅使用料、いわゆる家賃でございます。

債権の放棄の報告に至った理由としましては、当該家賃滞納者は、平成22年頃から家賃の支払いが滞りがちとなり、督促を行ってまいりましたが、高齢者の独り住まいで生活保護を受け、体調不良や認知症の進行などもあって、滞納の解消に至らないまま、令和2年10月5日に死亡され、平成28年度分の家賃の滞納分が残りました。

そこで、相続人の調査を行ったところ、滞納者が外国籍であることから、全員の特定には至らないものの、子どもとされる2名を特定し、滞納家賃の請求をしたところ、子ども2名のうち1名から平成28年8月に分割して支払う旨の誓約を取り付けましたが、その後も家賃が支払われず、住民票の住所に居住実態もなく、連絡が取れない状況が続いておりました。本町の税務課と情報共有を図ったところ、差押えの可能な財産もないことが判明し、時効期間である5年を経過するに至りました。

また、もう1人の子どもにつきましては相続放棄をしており、請求ができない状況となっております。そのことから、岬町債権管理条例第17条第7号アの規定において、家賃などの私債権ついて時効期間が経過し、差し押さえることができる財産がないときは、町は債権を放棄することができることとされており、この条文の規定に該当することとなったため、債権を放棄するものです。

また、滞納家賃は通常、保証人に請求しますが、保証人は生活困窮状態にあり、一部は支払いに応じたものの、全額の納付には至らない状況であり、今般、本町の税務課と情報共有を図ったところ、こうした生活困窮状態が続いており、岬町債権管理条例第17条第5号の規定において、

生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過した後においても履行される見込みがないと認められるときに該当することとなったため、債権放棄をするものです。

なお、債権放棄に関する議会への報告手続においては、債権管理条例第18条に規定されており、債権の名称、放棄した債権の額及び放棄した理由、放棄した日を記載した債権放棄報告書により報告することとされております。

それでは、報告書裏面の債権放棄報告書をご覧ください。

番号は1、債権の名称は町営住宅使用料、放棄した債権の額は15万7,250円、放棄した理由は岬町債権管理条例第17条第5号及び第7号ア、放棄した日は令和4年9月21日でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○出口 実議長 都市整備部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、債権の放棄の報告についての件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いいたします。

次の会議は、12月21日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時26分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年12月2日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 早 川 良

議 員 竹 原 伸 晃